

千防設コンプライアンス委員会規定

平成 22 年 9 月 20 日

一般社団法人 千葉県防犯設備協会

(本規定める事項)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 千葉県防犯設備協会(以下、「千防設」という)に関するコンプライアンス委員会(以下、「委員会」という)についての必要な事項を定める。

(権限)

第 2 条 委員会は千防設全体に関わるコンプライアンスの基本方針、重要事項等を審議、決定する。

(構成)

第 3 条 委員会は会長、副会長、事務局長、総務担当理事で構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会は会長がこれを招集し、その委員長となる。

(開催)

第 5 条 委員会は原則として年 2 回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(緊急時の対応)

第 6 条 協会のコンプライアンス上の緊急事態が発生した場合には、委員長は第 3 条に係わらず当該案件について必要な関係者を招集し、委員会を開催することができる。

(委員会の役割)

第 7 条 委員会の役割は以下のとおりとする。

1. 協会の行動指針等の審議、決定
2. 協会のコンプライアンス基本方針の審議、決定
3. 協会のコンプライアンス重要施策の審議、決定
4. 協会倫理ホットラインからの問題等、コンプライアンス重大事態が発生した場合の対応の審議、決定

(委員会の事務局)

第 8 条 委員会は事務局に置き、事務局長が委員会の運営にあたる。

(本規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は委員会の決定によるものとする。

付 則

- 1.実施期日 2010 年 9 月 20 日
- 2.立案事務担当 コンプライアンスプロジェクト部会